

令和6年4月1日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構

日 EU 経済連携協定及び日英包括的経済連携協定が定める
調達に係る基準額に対応する邦貨換算額について

「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日 EU 経済連携協定)」附属書十第二編B節4及び「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英包括的経済連携協定)」附属書十第二編B節4において定められた、当機構による運送における運転上の安全に関連する物品及びサービス(建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。)の調達についての基準額に対応する邦貨換算額は、以下のとおりです。なお、この邦貨換算額は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間に締結される調達契約において適用されます。

| 基準額 | 邦貨換算額 |
|----------|---------|
| 40万特別引出権 | 7,200万円 |